

山口県優良建設工事表彰要綱細則

山口県優良建設工事表彰要綱の細則を次のように定める。

(受注者欠格事項)

第1条 要綱第2条の(5)における優良建設工事として表彰することがふさわしくないと認められた者とは、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者とする。

- (1) 元請として受注した山口県（知事部局又は企業局）が発注した工事の区域内において、工事関係者に死亡者又は3人以上の負傷者（休業4日以上）が発生した事故、又は、工事作業に起因して当該工事関係者以外の第三者が死傷した事故等を起こしたことがある者。（労働安全衛生法等の法令違反の有無を問わない。）
- (2) 「粗雑工事」として、工事完成検査において改造又は修補命令を受けたことがある者。（契約約款第31条第6項）
- (3) 法令等の違反により役員等が逮捕又は起訴されたことがある者。

(工事欠格事項)

第2条 要綱第2条の(6)における優良建設工事として表彰することが不相当と認められる工事とは、次の(1)から(6)のいずれかに該当する工事とする。

- (1) 工事成績評定において考査項目の細別に減点があるもの。
- (2) 推薦時点又は表彰現地調査時点において、新たな不具合が発生しているもの。
- (3) 工事請負金額に対する1次下請工事代金の総額の割合が50%を超えたもの。
ただし、土木一式工事及び建築一式工事は除く。
- (4) 下請契約において改善指導を受けたもの。
- (5) 労働災害（休業4日以上）及び公衆災害（死傷、物損）が発生したもの。
（労働安全衛生法等の法令違反の有無を問わない。）
- (6) その他、審査委員会で表彰することが不相当と認められるもの。

(表彰対象技術者)

第3条 要綱第3条の(1)において、「工場製作」を含む工事の表彰対象技術者は、「工場製作」及び「現場施工」にかかるそれぞれの全期間に従事した監理技術者又は主任技術者とする。

なお、「工場製作」とは、橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作とする。

2 要綱第3条の(2)における優秀建設技術者として表彰することがふさわしくないと認められた者とは、法令等の違反により逮捕又は起訴されたことがある者等とする。

(その他)

第4条 同一受注者による複数工事が対象となる場合、又は、連年となる場合の表彰は、これを排除しない。

附 則

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成26年6月2日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年6月17日から施行する。

附 則

この細則は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成28年11月17日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年5月30日から施行する。

附 則

この細則は、令和5年4月1日から施行する。